

藍野大学短期大学部 学則

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 藍野大学短期大学部（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法に基づき、広く一般教養を高めるとともに、深く看護に関する専門の知識と技術を修得せしめ、もって健康科学の新しいにない手として社会の要請にこたえうる人材を育成することを目的とする。

(学科及び学生定員)

第 2 条 本学に置く学科及び学生定員は、次のとおりとする。

学科名	入学定員	収容定員
第一看護学科	100 人	200 人
第二看護学科	80 人	240 人

(修業年限)

第 3 条 修業年限及び取得できる資格は、次のとおりとする。

学科名	修業年限	取得できる資格
第一看護学科	2 年	看護師国家試験受験資格
第二看護学科	3 年	看護師国家試験受験資格

(在学年数)

第 4 条 学生は、前条の規定に定められた在学すべき年数の 2 倍に相当する年数を超えて在学することができない。

(研究所の設置)

第 5 条 本学にメディカル・ヘルスイノベーション研究所を置く。

2 メディカル・ヘルスイノベーション研究所に関する規程は、別に定める。

第 2 章 学年、学期及び休業日

(学 年)

第 6 条 学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(学 期)

第 7 条 学年を分けて、次の 2 学期とする。

前期 4 月 1 日から 9 月 30 日まで

後期 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

2 授業日数は、年間 35 週をくだらないものとする。

(休業日)

第 8 条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 夏期休業日 8 月 10 日から 9 月 20 日まで

(4) 冬期休業日 12 月 23 日から翌年 1 月 4 日まで

(5) 学年末休業日 3 月 25 日から 4 月 5 日まで

(6) 創立記念日 5月1日

- 2 第1項に規定する休業日において、学長が必要と認めるときは、授業を行うことができる。
- 3 臨時休業日は、その都度学長が定めることができる。

第3章 授業科目、単位及び卒業の認定

(授業科目、単位数及び履修方法)

第9条 授業科目、単位数及び履修方法は、別表（I）のとおりとする。

(授業の方法と単位の計算方法)

第10条 授業は、講義、演習、実験、実習もしくは実技のいずれか、又はこれらの併用により行う。

2 各授業科目の単位の計算方法は、次のとおりとする。

- (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。ただし、必要があるときは、22時間半又は30時間の授業をもって1単位とする
- (2) 演習については、30時間の演習をもって1単位とする。ただし、必要があるときは、15時間の演習をもって1単位とする。
- (3) 実験、実習及び実技については、45時間をもって1単位とする。
- (4) 臨床実習については、前号によるほか、必要に応じて別に定めることができる。

(メディアを利用した授業)

第10条の2 メディアを利用して行う授業は、あらかじめ指定した日時にパソコンその他双方向の通信手段によって行う。

2 前項の授業を実施する授業科目については、別に定める。

(単位の認定)

第11条 各授業科目の修得単位の認定は、試験により行う。ただし、授業科目によっては、その他の方法によることができる。

(成績の評価)

第12条 試験等の成績評価については、S、A、B、C、Dとし、S、A、B、Cを合格、Dを不合格とする。

- 2 前項の評価は、100点をもって満点とし、S（90点～100点）、A（80点～90点未満）、B（70点～80点未満）、C（60点～70点未満）、D（60点未満）とする。
- 3 試験に不合格の学生には、再試験を受けさせることができる。
- 4 病気その他やむを得ない理由により試験に欠席した学生には、届出があれば追試験を行うことができる。
- 5 前項の届出は、医師の診断書又はその理由を証する書面を添えて、試験終了後4日以内に行わなければならない。

(卒業の認定、学位の授与)

第13条 第3条に規定する期間在学し、所定の授業科目を履修し、その単位を取得した者に対して卒業を認定する。

2 前項の規定により卒業した者には、短期大学士（看護学）の学位を授与する。

第4章 入学、休学、退学及び除籍

(入学の時期)

第14条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第15条 本学の第一看護学科に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者で、かつ准看護師免許取得者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣が指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第一号）により、文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達した者

2 本学の第二看護学科に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣が指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第一号）により、文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で18歳に達した者

(入学出願の手続)

第16条 本学へ入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料を添え所定の手続きにより願出しなければならない。

(入学の許可)

第17条 前条の入学志願者については、選考により入学を許可する。

2 入学選考要領は、別に定める。

(入学の手続)

第18条 前条の選考の結果により合格の通知を受けた者は、所定の期日までに所定の書類に入学金

を添えて納付しなければならない。

2 前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(休学及び復学)

第 19 条 疾病その他のやむを得ない事由により 2 ヶ月以上出席することができないときは、事由を具して保証人連署の上、学長に願い出、その許可を得て休学することができる。疾病の場合は、本学の指定する診断書を添付しなければならない。

2 疾病その他の事由により修学することが不相当と認められる場合には、学長は休学を命ずることができる。

3 休学期間は、1 年を超えることができない。ただし、学長が特別な配慮を必要と認めた場合は、さらに 1 年以内に限り休学することができる。

4 休学期間は、これを在学期間に算入しない。

5 休学期間中に、その事由が消滅したときは、学長の許可を受けて復学することができる。

(退学及び再入学)

第 20 条 疾病その他のやむを得ない事由により退学しようとする者は、その事実を証する書類を添え、保証人連署で学長に退学願を提出して、許可を受けなければならない。

2 前項の規定により退学した者で、再入学を願い出た者に対しては、欠員のある場合に限り、選考により相当学年に入学を許可することがある。

(除 籍)

第 21 条 学生が次の各号の一に該当するときは、これを除籍することができる。

(1) 死亡又は行方不明の者

(2) 疾病、学力劣等及びその他の事由により成業の見込みがないと認められた者

(3) 所定の在学期間を超えた者

(4) 授業料の納付を怠り、所定の期日までに授業料等の学納金を納入しない者

第 5 章 賞 罰

(表 彰)

第 22 条 品行方正かつ学業成績が特に優秀で他の学生の模範的行為があった者については、学長は教授会の議を経て、表彰することができる。

2 表彰に関する規程は、別に定める。

(懲 戒)

第 23 条 学生が本学の規則に違反し、又は学生の本分に反した者については、学長は教授会の議を経て、懲戒することができる。

2 懲戒は、戒告、譴責、停学及び退学とする。

(1) 性行不良で、改善の見込みがないと認められる者

(2) 正当な事由がなくて、出席が常でない者

(3) 本学の秩序を乱し、その他本学の学生としての本分に反した者

3 前項の停学期間は、在学年限に算入する。

4 懲戒に関する必要な事項は、学生懲戒規程に定める。

第 6 章 入学検定料、入学金及び授業料等

(入学検定料)

第 24 条 本学に入学を志望する者は、学校法人藍野大学 学費取扱規程に定める入学検定料を納付

しなければならない。

(入学金)

第 25 条 本学に入學を許可された者は、入学金として学校法人藍野大学 学費取扱規程に定める額を納付しなければならない。

(授業料等)

第 26 条 本学の授業料は別表(Ⅱ)に定める額とし、毎年3月31日までに納付しなければならない。ただし、3月及び8月の2期に分納することができる。

- 2 授業料のほか、実験実習費、図書費等教育に必要な費用を徴収することがある。
- 3 前項に規定する納付金の種類、金額、納入の手續等については別に定める。
- 4 休学した学生については、当該期間中の授業料を免除する。ただし、休学又は復学した日の属する期分の授業料等についてはこの限りではない。退学し又は除籍されたとき、若しくは退学の処分を受けた場合も同様とする。

(授業料の減免及び徴収の猶予)

第 27 条 学業成績優秀と認められる学生で、経済的理由によって学資の納付が極めて困難と認められる者は、授業料の全額若しくは一部を免除し、又は徴収を猶予することがある。

- 2 授業料の免除及び徴収の猶予に関し必要な事項は、別に定める。

(既納の入學検定料・入学金及び授業料)

第 28 条 既に納入した入學検定料、入学金又は授業料(学年の始めに授業料の全額を納入した者がその後の学期の全期間休学した場合を除く)等は、いかなる理由があっても返還しない。

第 7 章 専攻科

(目的)

第 29 条 本学に専攻科を置く。

- 2 専攻科は、短期大学の学科における教育を基盤とし、そのうえに地域看護学に関する専門的知識及び技術を教授研究することを目的とする。

(課程及び学生定員)

第 30 条 本学に置く専攻科の課程及び学生定員は次のとおりとする。

課 程	入學定員
地域看護学専攻	40 人

(修業年限及び取得資格)

第 31 条 修業年限及び取得できる資格は、次のとおりとする。

専攻科名	修業年限	取得できる資格
地域看護学専攻	1 年	保健師国家試験受験資格

(在學年限)

第 32 条 専攻科の学生は、2 年を越えて在學することができない。

(入學資格)

第 33 条 専攻科に入學することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学、短期大学、看護師養成校、高等学校看護専攻科における看護に関する学科等を卒業し

た者

- (2) 外国において、学校教育における15年の課程を修了した者で、その最終課程において看護に関する課程を修了した者
- (3) その他本学において、第1号に規定するものと同等以上の学力があると認められた者

(授業科目、単位数及び履修方法)

第34条 専攻科の授業科目、単位数及び履修方法は、別表(Ⅲ)のとおりとする。

(休学期間)

第35条 専攻科の休学期間は、通算して1年を越えることができない。

- 2 前項の休学期間は、第32条に定める在学年数に算入しない。

(修了の認定)

第36条 専攻科に1年以上在学し、本学則に定める授業科目を履修し、単位を修得した者に対して、修了を認定する。

- 2 修了の認定を受けた者は、第31条に定められた資格を取得できる。

(入学金、授業料及びその他の学費)

第37条 専攻科の入学金、授業料等の学費は別表(Ⅳ)のとおりとする。

(適用)

第38条 専攻科については、この章に定めるもののほか、第6条から第8条まで、第10条から第12条まで、第14条、第16条から第18条まで、第19条第1項及び第2項並びに第5項、第20条から第28条までの定めるところによる。

第8章 職員組織、教授会及び自己点検・評価委員会

(職員)

第39条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手及び事務職員を置く。

- 2 副学長及び客員教授を置くことができる。
- 3 前項のほか、併任教員、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

(教授会)

第40条 本学に教授会を置き、学長及び教授をもって組織する。

- 2 教授会は、学長及び専任の教授をもって構成する。ただし、学長が必要と認めた場合は、准教授、講師、助教並びに客員教授を加えることができる。

(合同運営会議)

第41条 本学の第一看護学科と第二看護学科に共通する諸課題等について協議するため、合同運営会議を置く。

- 2 合同運営会議の構成等については別に定める。

(自己点検・評価委員会)

第42条 本学に自己点検、評価のための委員会を置く。

- 2 委員会の構成並びに運営については、別に定める。

第 9 章 科目等履修生、聴講生

- 第 43 条 本学の一又は複数の授業科目の履修を志願する者については、授業及び研究に支障をきたさない限りにおいて、選考の上、聴講生又は科目等履修生としてこれを許可することがある。
- 2 科目等履修生及び聴講生に関して必要な事項は、別に定める。

第 10 章 附属施設

(図書室)

- 第 44 条 本学に図書館を置く。
- 2 図書館については、別に定めるところによる。

(寮)

- 第 45 条 本学に寮を置く。
- 2 寮については、別に定めるところによる。

第 11 章 雑則

(細 則)

- 第 46 条 この学則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

(学則の改廃)

- 第 47 条 この学則の改廃は、学長が発議し、理事会の議を経て行う。

附 則

1. この学則は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。
2. この学則は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。
3. この学則は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。
4. この学則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。
5. この学則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。
6. この学則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。
7. この学則は、平成 3 年 5 月 29 日から施行する。
8. この学則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。
9. この学則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。
但し、第 41 条については平成 5 年 1 月 11 日から施行する
10. この学則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。
但し、第 33 条については平成 5 年 12 月 4 日付で変更し、平成 6 年度入学生から適用する。
11. この学則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。
但し、学則別表 (I) については平成 6 年度入学生から適用する。
12. この学則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。
但し平成 6 年度及び平成 7 年度入学生の学納金は従前のものによる。また、留年の場合には該当者が入学した翌年度以降の学則別表 (II) 及び (IV) を適用する。
13. この学則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。
但し、平成 8 年度以前の入学生の学納金は従前のものによる。また、留年の場合には該当者が入学した翌年度以降の学則別表 (II) 及び (IV) を適用する。
14. この学則は、平成 13 年 7 月 9 日から施行する。
15. この学則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

16. この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
但し、平成 15 年度以前の入学生については本学則の規定にかかわらず、なお従前の藍野学院短期大学学則（昭和 60 年 4 月 1 日制定、施行）を適用する。
17. この学則のうち、第 2 章第 8 条及び第 6 章第 26 条は平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
18. この学則のうち、第 4 章第 15 条は平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
19. この改訂学則は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。
20. この改訂学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 20 - 2. この改訂学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。（第 49 条、第 50 条改正）
21. この改訂学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。（第 9 条、第 34 条改正）
22. この改訂学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。（第 7 条改正）
23. この改訂学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。（第 9 条改正）
24. この改訂学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。（第 25 条、第 26 条改正）
25. この改訂学則は、平成 22 年 9 月 16 日から施行する。（第 50 条、第 54 条改正）
26. この改訂学則は、平成 23 年 2 月 1 日から施行する。（第 34 条改正）
27. この改訂学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。（第 5 条、第 39 条～48 条改正）
28. この改訂学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。（第 9 条、第 34 条改正）
29. この改訂学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。（第 1 条改正）
30. この改訂学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。（第 26 条第 1 項、第 34 条別表改正）
31. この改訂学則は、平成 25 年 9 月 30 日から施行する。（第 19 条改正）
32. この改訂学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。（第 9 条改正）
33. この改訂学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。（第 53 条を追加、第 54 条、第 55 条、第 56 条、第 57 条改正）
34. この改訂学則は、平成 27 年 2 月 1 日から施行する。（第 9 条 別表(Ⅰ)-2 改正）
35. この改訂学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。（第 9 条、第 3 4 条改正）
36. この改訂学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。（第 9 条 別表(Ⅰ)、第 57 条関係）
37. この改訂学則のうち、第 5 条は平成 30 年 9 月 1 日より施行し、第 9 条は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
38. この改訂学則は、令和 2 年 2 月 17 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。（第 12 条改正）
第 12 条の成績評価については、平成 31 年度以降の入学生に適用する。
39. この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
40. この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表（I） 1. 第一看護学科
（1）授業科目及び単位数

学科目の名称		授業科目	卒業要件単位数	看護師国家試験受験資格取得に必要な単位数	配置年次及び単位数			備考	
					1年次	2年次	計		
基礎分野	科学的思考の基盤	心理学	9単位	7単位	1		1		
		社会学			1		1		
		医療数学			1		1		
		情報科学			1		1		
	人間と生活・社会の理解	英語Ⅰ				1			1
		英語Ⅱ				1			1
		文章表現法				1			1
		日本文化論				1			1
	ボランティア論			1	1				
専門基礎分野	人体の構造と機能	解剖生理学	10単位	10単位	2		2		
		生化学			1		1		
		栄養学			1		1		
	疾病の成り立ちと回復の促進	病理学				1			1
		病態学				3			3
		薬理学				1			1
	健康支援と社会保障制度	微生物学				1			1
		公衆衛生学			4単位	4単位	1		
関係法規	1		1						
保健医療概論	1		1						
社会福祉学	1		1						
専門分野Ⅰ	基礎看護学	看護学概論	47単位	44単位	1		1		
		基礎看護学方法論Ⅰ			1		1		
		基礎看護学方法論Ⅱ			1		1		
		基礎看護学方法論Ⅲ			1		1		
		基礎看護学方法論Ⅳ			2		2		
	臨地実習	基礎看護学実習			2		2		
専門分野Ⅱ	成人看護学	成人看護学概論			1		1		
		成人看護学方法論Ⅰ			1		1		
		成人看護学方法論Ⅱ			1		1		
	老年看護学	老年看護学概論			1		1		
		老年看護学方法論			2		2		
	小児看護学	小児看護学概論			1		1		
		小児看護学方法論			2		2		
	母性看護学	母性看護学概論			1		1		
		母性看護学方法論			2		2		
	精神看護学	精神看護学概論			1		1		
		精神看護学方法論			2		2		
	臨地実習	成人看護学実習				2	2		
		老年看護学実習				2	2		
		小児看護学実習				2	2		
母性看護学実習					2	2			
精神看護学実習					2	2			
						2	2		
統合分野	在宅看護論	在宅看護概論			1		1		
		在宅看護方法論Ⅰ			1		1		
		在宅看護方法論Ⅱ			1		1		
	看護の統合と実践	統合実践看護			1		1		
		看護研究Ⅰ			1		1		
		看護研究Ⅱ				1	1		
		看護管理				1	1		
		国際・災害看護学				1	1		
		災害看護学研修				1	1		
		ゼミナール				1	1		
	臨地実習	在宅看護論実習				2	2		
		統合実習				2	2		
	合 計			70単位	65単位	50	20	70	

別表（Ⅰ）続き 1. 第一看護学科

（2）履修方法及び卒業、看護師国家試験受験資格取得の要件

履 修 方 法

履 修 方 法	卒 業 の 要 件
基 礎 分 野	9 単 位
専 門 基 礎 分 野	人体の構造と機能、疾病の成り立ちと回復の促進の区分より 10 単位及び健康支援と社会保障制度の区分より 4 単位
専 門 分 野	47 単 位
合 計	70 単 位

卒 業 の 要 件

2 年以上在学し、所定の履修方法により上記の表のとおり 70 単位を取得することを要する。

看護師国家試験受験のため、本学において履修すべき科目及び単位

看護師国家試験受験資格は卒業の要件を満たすことを要する。

別表(Ⅰ) 2. 第二看護学科
(1) 授業科目及び単位数

学科目の名称	授業科目	卒業要件単位数	看護師国家試験受験資格取得に必要な単位数	配置年次及び単位数				備考					
				1年次	2年次	3年次	計						
基礎分野	科学的思考の基盤	情報科学	14単位	14単位	1			1					
		統計学			1			1					
		物理学			1			1					
		学びの基盤			1			1					
	人間と生活・社会の理解	華道			1			1					
		日本文化論			1			1					
		人間学			1			1					
		人間関係論			1			1					
		カウンセリング心理学				1		1					
		家族論			1			1					
		教育学				1		1					
		日本語表現法			1			1					
		英語Ⅰ			1			1					
		英語Ⅱ				1		1					
専門基礎分野	人体の構造と機能	解剖生理学	16単位	16単位	3			3					
		生化学			1			1					
		臨床栄養学				1		1					
	疾病の成り立ちと回復の促進	薬理学			2			2					
		微生物学			2			2					
		病理学			1			1					
		病態学Ⅰ			2			2					
		病態学Ⅱ			2			2					
		臨床検査・放射線検査				1		1					
	健康支援と社会保障制度	シン・メディカル論			1			1					
		公衆衛生学				1		1					
		関係法規				1		1					
		保健医療概論			1			1					
		社会福祉学			1			1					
	専門分野	基礎看護学			ボランティア論Ⅰ	43単位	43単位	1				1	
					ボランティア論Ⅱ					1		1	
看護学概論			1					1					
基礎看護学方法論Ⅰ			2					2					
基礎看護学方法論Ⅱ			2					2					
基礎看護学方法論Ⅲ			2					2					
基礎看護学方法論Ⅳ			2					2					
基礎看護学方法論Ⅴ		1			1								
看護研究				1	1								
地域・在宅看護論		地域・在宅看護概論	2					2					
		地域・在宅看護方法論Ⅰ		2				2					
		地域・在宅看護方法論Ⅱ		2				2					
成人看護学		成人看護学概論	1					1					
		急性期看護学方法論		2				2					
		慢性期看護学方法論		2				2					
老年看護学		成人看護学方法論		1				1					
		老年看護学概論	1					1					
		老年看護学方法論Ⅰ		2				2					
小児看護学		老年看護学方法論Ⅱ		1				1					
		小児看護学概論		1				1					
	小児看護学方法論Ⅰ		2		2								
母性看護学	小児看護学方法論Ⅱ		1		1								
	母性看護学概論		1		1								
	母性看護学方法論Ⅰ		2		2								
精神看護学	母性看護学方法論Ⅱ		1		1								
	精神看護学概論	1			1								
	精神看護学方法論Ⅰ		2		2								
看護の統合と実践	精神看護学方法論Ⅱ		1		1								
	看護管理			1	1								
	エンドオブライフケア		1		1								
	災害・国際看護学		1		1								
	統合看護実践			1	1								
臨地実習	基礎看護学実習Ⅰ	23単位	23単位	1			1						
	基礎看護学実習Ⅱ				2		2						
	地域・在宅看護論実習					3	3						
	成人・老年看護学実習Ⅰ					4	4						
	成人・老年看護学実習Ⅱ					4	4						
	小児看護学実習					2	2						
	母性看護学実習					2	2						
	精神看護学実習					3	3						
統合実習			2	2									
合計		102単位	102単位	44	35	23	102						

別表（I）続き 2. 第二看護学科

（2）履修方法及び卒業、看護師国家試験受験資格取得の要件

履 修 方 法

履 修 方 法	卒 業 の 要 件
基 礎 分 野	14 単 位
専 門 基 礎 分 野	人体の構造と機能、疾病の成り立ちと回復の促進の区分より 16 単位及び健康支援と社会保障制度の区分より 6 単位
専 門 分 野	66 単 位
合 計	102 単 位

卒 業 の 要 件

3年以上在学し、所定の履修方法により上記の表のとおり 102 単位取得することを要する。

看護師国家試験受験のため、本学において履修すべき科目及び単位

看護師国家試験受験資格は卒業の要件を満たすことを要する。

別表（Ⅱ）

1. 藍野大学短期大学部 第一看護学科

入学金・授業料等

年額（単位：円）

学科名	区分	入学金	授業料	実験実習費	教育充実費
第一看護学科	平成23年度入学生以降	250,000円	760,000円	340,000円	100,000円
	平成22年度入学生以前	450,000円	620,000円	280,000円	80,000円

入学金は入学時のみ徴収

2. 藍野大学短期大学部 第二看護学科

入学金・授業料等

年額（単位：円）

学科名	入学金	授業料
第二看護学科	250,000円	1,350,000円

入学金は入学時のみ徴収

実験実習費及び教育充実費は授業料に含む。

別表（Ⅲ） 専攻科

教育内容	科目名	時間数	単位数	
公衆衛生看護学	公衆衛生看護学概論Ⅰ	15	1	
	公衆衛生看護学概論Ⅱ	15	1	
	公衆衛生看護管理論	15	1	
	公衆衛生看護活動展開論	公衆衛生看護活動展開論Ⅰ	15	1
		公衆衛生看護活動展開論Ⅱ	15	1
	個人・家族・集団・組織の支援	家族相談援助論	30	1
		在宅看護論	30	2
		健康教育論Ⅰ	15	1
		健康教育論Ⅱ	15	1
		母子保健指導	30	1
		成人保健指導	15	1
		高齢者保健指導	15	1
		地域精神保健	15	1
		学校保健指導	30	1
産業保健指導		15	1	
公衆衛生看護研究	60	2		
環境保健論	15	1		
疫学	疫学	30	2	
統計学 保健	保健統計学	30	2	
保健医療福祉行政論	保健医療福祉行政論Ⅰ	30	2	
	保健医療福祉行政論Ⅱ	15	1	
	保健医療福祉行政論Ⅲ	15	1	
選択科目	歯科保健論	15	1	
	保健栄養論	15	1	
	運動指導論	15	1	
	英語コミュニケーションⅠ	15	1	
	日本国憲法	30	2	
	運動学演習	30	1	
	英語コミュニケーションⅡ	15	1	
	情報管理論	30	2	
看護学実習 公衆衛生	公衆衛生看護実習Ⅰ	90	2	
	公衆衛生看護実習Ⅱ	135	3	
	公衆衛生看護実習Ⅲ	90	2	
合 計		960	44	

別表(Ⅲ)続き 専攻科

履修方法及び修了の要件

履修方法

専門教育科目	34 単位以上
修了要件単位	35 単位以上

修了の要件

1年以上在学し、所定の履修方法により 35 単位以上修得することを要する。

保健師国家試験受験のため、本学において履修すべき科目及び単位

保健師国家試験受験資格には修了要件を充足することを要する。

別表 (IV)

藍野大学短期大学部専攻科・地域看護学専攻

入学金及び授業料等

年額 (単位 : 円)

専攻科名	入学金	授業料	実験実習費
地域看護学専攻	400,000 円	850,000 円	400,000 円